

法律科目試験 「民事法系」 問題

民事法系 1 (配点 160 点)

※ 以下の問題は、「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 29 年法律第 45 号)による改正後の法律(改正法)に基づいて出題されている。ただし、上記 2 つの法律による改正前の法律(現行法)に基づいて解答した場合でも、採点に際して不利益に扱われることはない。

I 次の事項について、その違いが分かるように、各問 300 字以内で説明しなさい。

- (1) 意思能力と行為能力
- (2) 欠格と廃除

II 次の事実を読んで、後の問(1)から問(3)に解答しなさい。なお、利息及び遅延損害金については検討する必要がない。

[事実]

1. Aは、鉄筋鉄骨コンクリート造 10 階建(総戸数 50 戸)の共同住宅(以下「建物甲」という。)を所有している。Aは、保険会社Cとの間で建物甲を対象とする火災保険契約を締結し、保険料を支払っていた。
2. Aは、2020 年 4 月 15 日、Bとの間で、BのAに対する金銭消費貸借契約に基づく金 1 億円の貸金債権(以下「本件貸金債権」という。)を被担保債権として、建物甲に抵当権(以下「本件抵当権」という。)を設定することを合意し、同日、その旨の登記を経由した。
3. 2021 年 4 月 15 日、Aは、Bに対する本件貸金債権について債務不履行に陥った。
4. 2021 年 4 月 20 日、建物甲は、隣家からの延焼による火災で滅失し、[事実] 1 の火災保険契約に基づき、AのCに対する 1 億円の火災保険金請求権(以下「本件保険金請求権」という。)が発生した。
5. 2021 年 5 月 1 日、Aの一般債権者であるDは、本件保険金請求権について差押命令を申し立て、裁判所は、同月 2 日、債権差押命令を発した。同差押命令は、同月 3 日、Cに送達された。
6. 2021 年 5 月 15 日、Bは、本件抵当権に基づく物上代位権の行使として、本件保険金請求権について差押命令を申し立て、裁判所は、同月 16 日、債権差押命令を発した。同差押命令は、同月 17 日、Cに送達された。

問(1) 〔事実〕 1 から 6 を前提として、本件保険金請求権についてBの本件抵当権に基づく物上代位権の行使が認められるか論じなさい。

7. Aは、2019年10月1日、Eとの間で、建物甲を、賃料1か月500万円、翌月分の賃料を毎月末日までに支払うとの約定で賃貸するとの合意をし（以下「本件賃貸借契約」という。）、同日、Eに対して、本件賃貸借契約に基づき、建物甲を引き渡した。
8. Eは、2021年1月分以降の本件賃貸借契約に基づく賃料を支払っていない。
9. Bは、2021年5月15日、本件抵当権に基づく物上代位権の行使として、2021年1月分以降20か月分の本件賃貸借契約に基づく賃料債権（以下「本件賃料債権」という。）について差押命令を申し立て、裁判所は、同月16日、債権差押命令を発した。同差押命令は、同月17日、Eに送達された。

問(2) 〔事実〕 1 から 3、7 から 9 を前提として、本件賃料債権についてBの本件抵当権に基づく物上代位権の行使が認められるか論じなさい。

〔事実〕

10. Eは、2019年9月ころまでに、合計50名の入居希望者ら（以下「本件転借人ら」という。）との間で、建物甲の各部屋を、転貸借期間2020年4月1日から、転貸料1か月12万円、翌月分の転貸料を毎月末日までに支払うとの約定で転貸するとの合意をし（以下「本件転貸借契約」という。）、2020年4月1日、本件転借人らに対して、本件転貸借契約に基づき、建物甲の各部屋を引き渡した。
11. Bは、2021年5月15日、本件抵当権に基づく物上代位権の行使として、2021年6月分以降20か月分の本件転貸借契約に基づく転貸料債権（以下「本件転貸料債権」という。）について差押命令を申し立て、裁判所は、同月16日、債権差押命令を発した。同差押命令は、同月17日、Eに送達された。

問(3) 〔事実〕 1 から 3、7、10、11 を前提として、本件転貸料債権について、Bの本件抵当権に基づく物上代位権の行使が認められるか論じなさい。

民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項についてそれぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 荷送人の処分権
- (2) 裏書禁止裏書

Ⅳ 甲株式会社 (以下「甲社」という。) は、同社の株主である A が保有している甲社株式を買い取ることとし、そのための臨時株主総会を開催したが、同総会では二つの議案が甲社から提出されており、第一議案は、自己株式の特定の株主からの取得に際して、他の株主の売主追加請求権を排除する旨の規定を定款に置く定款変更の議案であり、第二議案は、A からの甲社株式の甲社による買取の議案であった。いずれの議案も A を含む多数の株主の賛同を得て可決された。しかし、甲社の株主である X は A から甲社株式を買い取ることには反対で、X は、これらの決議の効力を争うつもりである。どのような主張をするか、またそれは認められるか。

Ⅴ Y 1、Y 2、Y 3 は、地域振興のため、木工品等のその地域の名産物を製造する甲株式会社 (以下「甲社」という。) の設立を計画し、地域の住民に一株の出資を呼びかけ、多数の住民が甲社が設立時に発行する株式を引き受けた。

甲社の設立に際して、工場として使用する土地および建物については Y 1 が保有するものを、本社として使用する土地および建物については設立の時に取締役となる Y 4 が保有するものを、いずれも甲社の成立を条件として買い入れることとした。

(1) 甲社の設立登記がなされたところ、その時点で Y 1、Y 4 から買い入れた土地および建物の価額がいずれも定款に記載されたそれぞれの価額の半分にも満たないことが判明した。この場合の設立関係者がどのような責任を負うかについて述べなさい。

(2) 甲社の発起人達は、木工品の製造に必要な工作機械については、近時事業を縮小した乙株式会社 (以下「乙社」という。) から、その縮小に伴い不要となった工作機械を、甲社の成立後の諸事務が落ち着いた頃には買い入れることにした。甲社の設立登記は 2017 年の 8 月 1 日になされたところ、翌年の 2018 年 2 月に取締役会の決議を経た上で乙社から工作機械を購入した。しかし、2019 年の 6 月になって、乙社は、当該工作機械の売買は無効であるとして、工作機械を返還するよう求めてきた。乙社はどのような理由で当該売買の無効を主張していると考えられるか (会社法上のものに限る。)。また、その主張に対して甲社はどのような反論をすることが考えられるか。